

令和6年度東成瀬村農業再生協議会水田収益力強化ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

当地域では全水田面積のおよそ54%に水稻が作付されており、内訳は主食用米が45%、新規需要米が9%となっている。水稻以外では、飼料作物が4%、転作作物における野菜等の作付は18%、その他約23%が自己保全管理となっている。

米需要の減少に対応するため、これまで、野菜等への転作及び担い手への農地集積を進めてきた。農地を集約した担い手においては、経営農地の規模拡大、集約による生産コストの低減が進められている。

一方、中山間地域などの条件不利地には大規模・低コスト型の農業経営がなじまないため、農地集積が進まない状況にある。加えて、農家の高齢化・農家戸数の減少・後継者不足とそれに伴う不耕作地の拡大が進み、今後の農業経営の維持が危ぶまれる状況となっている。小規模農家においては特に、担い手向けの様々な支援策を受けられないことが多く、厳しい経営状況にある。

また、ほ場の基盤整備が実施されていない地域では作業効率が悪く、ほ場の整備も必要となっているが、まずは担い手の確保と、水田収益力強化のための複合経営の推進が重要な課題である。

2 高収益作物の導入や転換作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

人口減少による主食用米の需要低下が続く中、農業経営の安定を図るため、需要に応じた生産の取組を継続し定着させていくことが重要である。

そのため、これまで推進してきた飼料用米や野菜等への転作に加え、今後はさらに生産性の向上や作業の効率化を進めるとともに、地域の特性を活かした収益性の高い作物の定着を図り、持続可能な営農体系を確立していく。

現在取り組んでいる村指定振興作物の作付けを更に推進すること、また、村の特産物（平良カブ、トマト）の付加価値向上を目標とし、農家の高齢化や担い手不足の中、中山間地域を支える小規模農家にも取り組みやすいよう支援することで、収益力強化を目指す。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

農家の高齢化や担い手不足により農地の適正な維持管理が行われず、遊休農地や耕作放棄地の増加が懸念される中、水田の畑地化整備は農地保全を推進する有効な施策である。

特に中山間地域においては、条件が不利な農地であることが重なり、担い手への農地集積はもとより水田としての維持すら難しい状況になりつつある。

水田機能を有しつつ転換作物を生産していこうとする農地については、今後5年間の間に、水稻と転換作物のブロックローテーションを促し、畑作物の生産が固定化している農地については畑地化を促す。

これまで、水田をフル活用するため野菜等への転作を推進してきたが、検証してみるとそこから稲作への転換はごく少数であり、令和5年度においてもその状況に変化は見られなかった。特に小規模農家にとっては、ブロックローテーションの実施も難しい状況となっている。

今後、そうした地域と連携のうえ、営農計画書に基づいて水田の利活用状況を把握し、水田としての維持を基本に、畑地化を含めた有効利用について検討を進める。

4 作物ごとの取組方針等

村内の約347ha(不作付地も含む)の水田について、適地適作を基本とし、産地交付金を有効に活用しながら、作物生産の維持・拡大を図る。

(1) 主食用米

売れる米作りにより米の生産地としての地位を確立する。需要の動向や集荷業者等の意向を勘案しつつ、米の生産を行う。また、中食・外食のニーズに対応した業務用米の生産と安定取引の推進を図る。

(2) 備蓄米

主食用米価格を参考に落札価格が設定されることから、時勢をみながら対応していく。

(3) 非主食用米

ア 飼料用米

主食用米の需要低下が続く中、飼料用米についてはある程度の作付転換が図られたため、今後は国からの産地交付金を活用して多収品種導入を促し、多収品種による取組みを推進して生産拡大と安定供給を図る。

イ 米粉用米

需要の動向をみながら対応していく。

ウ 新市場開拓用米

法人等で取り組むことも考えられることから、時勢をみながら対応していく。

エ WCS 用稲

畜産農家の動向をみながら対応していく。

オ 加工用米

地域内に酒造メーカー等がないため、地域外に新たな販路を見いだし取組みを普及させていく。

J A等と加工米飯業者の連携を強化する。

(4) 麦、大豆、飼料作物

村内の水田は排水が悪く、麦、大豆の作付けにあまり適していないことから、排水対策の実施や団地化によりほ場環境の改善に努める。

飼料作物については、稲作農家と畜産農家の連携を図り、需要の動向を勘案しつつ、自己保全管理農地について飼料作物生産による活用を推進する。

(5) そば、なたね

そばについては、今後の動向をみながら対応していく。

なたねについては、地域の振興作物としない。

(6) 地力増進作物

農地の土壌は農業生産の基礎であり、地力を増進していくことは農業の生産性を高め、農業経営の安定を図る上で極めて重要である。このため、農業者が各々の営農の中で意識的に土壌管理を行っていくことにより、地力の増進を図る。

(7) 高収益作物

村の主力野菜であり、実需者と出荷契約（出荷協定など）を締結したアスパラガス、えだまめ、トマト、さやいんげん、いちご、平良カブ、だいこん、ねぎ、きゅうり及び花きのりんどう、トルコギキョウの11品目を村指定振興作物と位置づけ、規模拡大を図る。また、そのうちアスパラガス、えだまめ、トマト、いちご、りんどう、トルコギキョウ、きゅうりの7品目を最重点品目と位置づけて支援することで、生産意欲の向上を図り、面積の維持・拡大を目指す。

5 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等	前年度作付面積等		当年度の作付予定面積等		令和8年度の作付目標面積等	
		うち 二毛作		うち 二毛作		うち 二毛作
主食用米	161.9	0	161.9	0	161.9	0
備蓄米	0	0	0	0	0	0
飼料用米	32.6	0	32.6	0	34	0
米粉用米	0	0	0	0	0	0
新市場開拓用米	0	0	0	0	0	0
WCS用稲	0	0	0	0	0	0
加工用米	0	0	0	0	0	0
麦	0	0	0	0	0	0
大豆	0	0	0	0	0	0
飼料作物	15.1	0	15	0	15	0
・子実用とうもろこし	0	0	0	0	0	0
そば	0	0	0.6	0	0.6	0
なたね	0.2	0	0.2	0	0.2	0
地力増進作物	0	0	0	0	0	0
高収益作物	10.2	0	10.5	0	11.5	0
・野菜	8.6	0	8.9	0	9.6	0
さやいんげん	0.4	0	0.4	0	0.4	0
平良カブ	0.3	0	0.4	0	0.4	0
だいこん	3.3	0	3.3	0	3.5	0
ねぎ	0.2	0	0.3	0	0.5	0
アスパラガス	0.6	0	0.6	0	0.8	0
えだまめ	0.8	0	0.8	0	0.8	0
トマト	2.4	0	2.5	0	2.5	0
いちご	0.4	0	0.4	0	0.4	0
きゅうり	0.2	0	0.2	0	0.3	0
・花き・花木	1.6	0	1.6	0	1.9	0
りんどう	1.4	0	1.4	0	1.7	0
トルコギキョウ	0.2	0	0.2	0	0.2	0
・果樹	0	0	0	0	0	0
・その他の高収益作物	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0
・その他	0	0	0	0	0	0
畑地化	0	0	0	0	0	0

6 課題解決に向けた取組及び目標

整理 番号	対象作物	使途名	目標	前年度（実績）	目標値
1	さやいんげん、平良カブ、だいこん、ねぎ（基幹作物）	村指定振興作物出荷助成	作付面積 （交付対象面積）	（令和５年度） 4.2ha （3.4ha）	（令和８年度） 4.8ha （4.7ha）
2	アスパラガス、えだまめ、トマト、いちご、きゅうり、りんどう、トルコギキョウ（基幹作物）	村指定振興作物重点品目助成	作付面積 （交付対象面積）	（令和５年度） 6.1ha （5.2ha）	（令和８年度） 6.8ha （6.1ha）
3	飼料用米（多収品種）（基幹作物）	飼料用米多収品種取組支援	作付面積 （多収品種作付面積） 10a収穫量	（令和５年度） 32.6ha （1.76ha） 459kg	（令和８年度） 34.0ha （1.9ha） 600kg

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は３年以内としてください。

7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県名:秋田県

協議会名:東成瀬村農業再生協議会

整理 番号	使 途 ※1	作 期 等 ※2	単 価 (円/10a)	対 象 作 物 ※3	取 組 要 件 等 ※4
1	村指定振興作物出荷助成	1	32,000	さやいんげん、平良カブ、、だいこん、ねぎ (基幹作物)	実需者との出荷契約等に基づく出荷・販売
2	村指定振興作物重点品目助成	1	37,000	アスパラガス、えだまめ、トマト、いちご、きゅうり、りんどう、トルコギキョウ(基幹作物)	実需者との出荷契約等に基づく出荷・販売
3	飼料用米多収品種取組支援	1	12,000	飼料用米(多収品種)(基幹作物)	多収品種の導入、生産性向上のための取組等

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。

ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。

※3 産地交付金の活用方法の明細(個票)の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。

※4 産地交付金の活用方法の明細(個票)の具体的要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。